

教育・技能講習助成金交付要綱

令和6年3月27日制定
(一社)宮崎県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人宮崎県トラック協会（以下「県ト協」という。）会員事業者が行う役員、従業員（以下「従業員等」という。）に対する教育並びに必要な資格の取得を促進する為、助成金（以下「助成金」という。）を交付し、会員事業者の事業を適正かつ円滑に実施することを目的とする。

(資格・要件)

第2条 助成対象となる事業者（以下「助成対象事業者」という。）は、県ト協会員事業者であって、第3条に定める団体、機関（以下「団体等」という。）に自社の従業員等を派遣し、研修、資格取得を実施した会員事業者とする。ただし、前年度会費未納会員については、助成対象外とする。

(助成交付対象講習施設)

第3条 助成対象となる講習を実施する団体は次に掲げるとおりとする。

- (1) 独立行政法人自動車事故対策機構宮崎支所
- (2) 九州運輸局宮崎運輸支局
- (3) みゆき学園交通安全教育センター（警友自動車学校内）
- (4) ヤマト・スタッフ・サプライ(株)
- (5) 東九州自動車学校
- (6) 梅田学園自動車学校佐土原
- (7) 西都自動車学校
- (8) 南九州交通共済協同組合

(助成対象講習)

第4条 助成対象となる研修、講習は宮崎県内で開催されたものに限り、助成額は別表により県ト協が指定する。

(実績報告及び助成金の請求)

第5条 会員事業場は、別に定める期日までに取りまとめて、様式1または様式2の「講習助成報告書」（助成金交付請求書）により、協会長に対して助成金を請求する。

2. 運行管理者一般講習及び整備管理者講習については、県ト協より該当団体等に直接支払うため、講習機関助成金請求書は必要としない。（新入会員はその限りではない）

(実績報告提出期限)

第6条 前条の実績報告書の提出期限を当該年度3月17日までとする。

(助成金交付)

第7条 県ト協は、前条の「教育講習助成報告書」（助成金交付請求書）の提出があり、その報告を審査し条件に適合すると認めた時に、助成金を交付する。

(その他必要な事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、県ト協が別にこれを定める。

(様式1)

令和6年度 教育講習助成報告書 (助成金交付請求書)

年 月 日

一般社団法人宮崎県トラック協会
会長 牧田 信良 殿

所在地
事業者名
代表者名
TEL



| | |
|--|---|
| 講習機関 | 1. 自動車事故対策機構 2. みゆき学園 3. ヤマト・スタッフ・サプ ^ラ イ(株) 4. 西都自動車学校 5. 東九州自動車学校 6. 梅田学園自動車学校佐土原 |
| 講習種別 | ①指定講習機関(上記1~5)..... 一般講習、基礎講習 ②初任運転者に対する特別な指導(上記6) |
| 日程等 | 年 月 日 ~ 年 月 日 |
| 助成金額 | (講習種別助成額 × 受講者数 = 合計額) _____円 × _____名 = _____円 |
| 助成金入金先 <small>*受講者個人名義等の口座は不可 *会員事業場の口座のみ適用</small> | 金融機関名: _____ 支店名: _____ 種類: _____ 口座番号: _____ 名義人: _____ |
| 備考 | ・添付書類 ①講習修了証の写し ②受講料の領収書の写し *基礎講習・一般講習については新入会員のための申請となります。 |

別表

(助成対象研修一覧)

| 指定講習機関名 | 研修・講習名 | 助成額 |
|--|----------------------------|---------|
| ・独立行政法人自動車事故対策機構 宮崎支所 (NASVA) ・みゆき学園交通安全教育センター (警友自動車学校内) ・西都自動車学校 ・東九州自動車学校 ・ヤマト・スタッフ・サブライ(株) ・ドライビングアカデミーONGA ・南九州交通共済協同組合 | 一般講習 | 3, 200円 |
| ・独立行政法人自動車事故対策機構 宮崎支所 (NASVA) ・みゆき学園交通安全教育センター (警友自動車学校内) ・西都自動車学校 ・東九州自動車学校 ・ヤマト・スタッフ・サブライ(株) | 基礎講習 | 8, 900円 |
| ・梅田学園自動車学校佐土原 | 初任運転者に対する特別な指導 (講習を実施する機関) | 5, 000円 |